

全国学力・学習状況調査についての調査報告書

日本弁護士連合会では、2007年度(平成19年度)から開始された全国学力・学習状況調査について、その活用方法、児童生徒らのプライバシー保護、参加を決める手続について、2008年(平成20年)5月1日、全教育委員会にアンケート用紙を発送し、アンケート調査を行った。その結果、367の教育委員会から回答を得た(設問の一部に対して回答がなされなかった場合もあり、また、1つの設問に対して複数回答が得られた場合もある)。

その調査結果を以下のとおり報告する(詳細は資料編記載のとおり)。

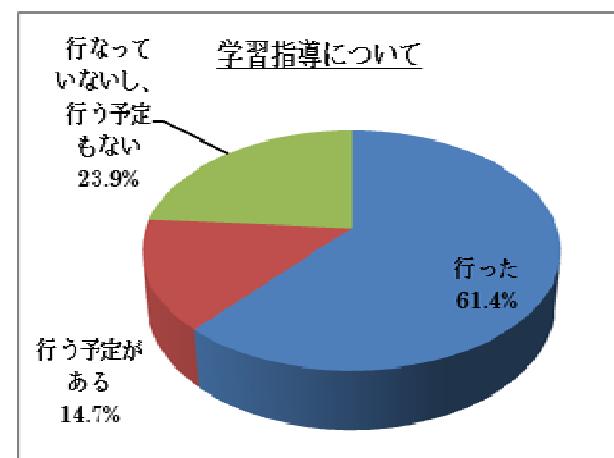
第1 学習指導についての調査結果

学校教育法42条で学校の教育活動その他に関する自己評価を行ない、改善計画を立て、43条で情報提供を行なうこととされ、地方教育行政の組織及び運営に関する法律27条でも教育委員会の自己点検・評価・公表が規定され、教育再生会議報告(第3次報告)でも、教育委員会に、全国学力調査結果に基づく「改善プラン」の策定・公表や学校の「説明責任」などが謳われている関係で、下記の質問をした。

1 学習指導について

個々の生徒・児童に対する、全国学力・学習状況調査結果に基づく学習指導の実施・予定についての回答の概況は以下のとおりである。

回答	件 数
行った	221
行う予定がある	53
行なっていないし、行う予定もない	86
合 計	360



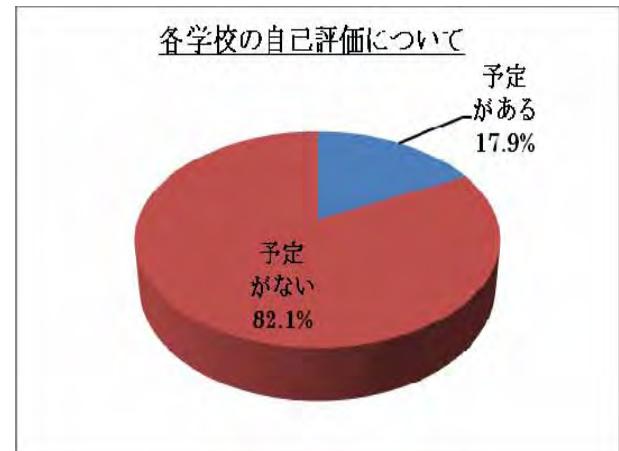
2008年度(平成20年度)以降の全国学力・学習状況調査については「各学校が、各児童生徒の学力や学習状況を把握し、児童生徒への教育指導や学習状況の改善等に役立てる」ことも目的とされている。しかるに、全国学力・学習状況調査結果に基づく学習指導について、86の教育委員会において実施をせず、実施の予定もないということである。全国学力・学習状況調査の目的

とされているところとの関係で、教育委員会によっては実施の必要性に疑問が残るところである。

2 各学校の自己評価について

所管の各学校の自己評価の項目の中に全国学力・学習状況調査の結果を組み込むよう指導・助言する予定についての回答の概況は以下のとおりである。

回答	件 数
予定がある	63
予定がない	294
合 計	357

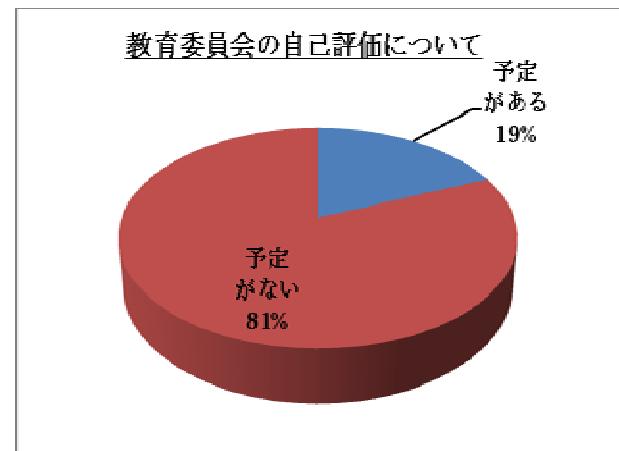


各学校の自己評価に組み込むよう指導する予定の教育委員会が 63 あるが、テスト成績重視の風潮を助長するおそれがあるといわなくてはならない。

3 教育委員会の自己評価について

教育委員会の自己評価項目の中で全国学力・学習状況調査の結果を組み込む予定についての回答の概況は以下のとおりである。

回答	件 数
予定がある	63
予定がない	271
合 計	334



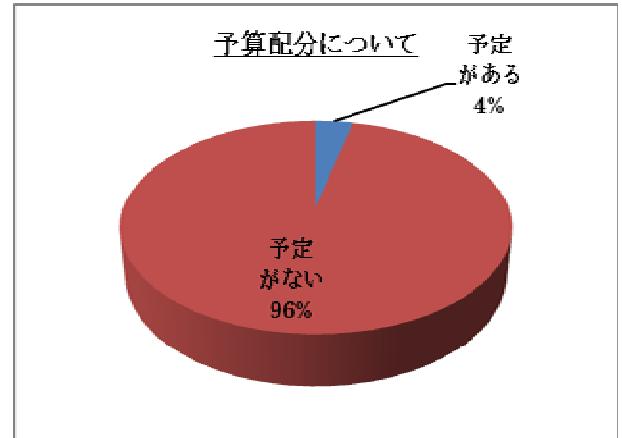
2 と同様であり、テスト成績重視の風潮を助長するおそれがあると考える。

4 予算配分について

学校予算の配分において、全国学力・学習状況調査の結果に由来する予算配

分を行なう予定についての回答は以下のとおりである。

回答	件 数
予定がある	13
予定がない	349
合 計	362



なお、2ないし4についてすべて「予定あり」と回答した教育委員会は7、2及び3について「予定あり」と回答し4において「予定なし」と回答した教育委員会は46であった。2ないし4の施策については、それぞれ別個に、あるいは重複して実施することにより、テスト成績重視の風潮を助長する可能性もあると思われる。実施については慎重に検討すべきである。

第2 2007年度(平成19年度)実施の全国学力・学習状況調査における解答用紙・各児童生徒についての調査結果・個人票に関する調査結果について

1 保管の有無について

2007年度(平成19年度)調査については、「全国的な義務教育の機会均等とその水準向上の観点から、各地域における児童生徒の学力・学習状況を把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る」、「各教育委員会、学校等が全国的な状況との関係において自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握し、その改善を図る」という点にある。これらの目的のために教育委員会や学校が個々の児童生徒の解答状況を把握する必要があるとは思われない。

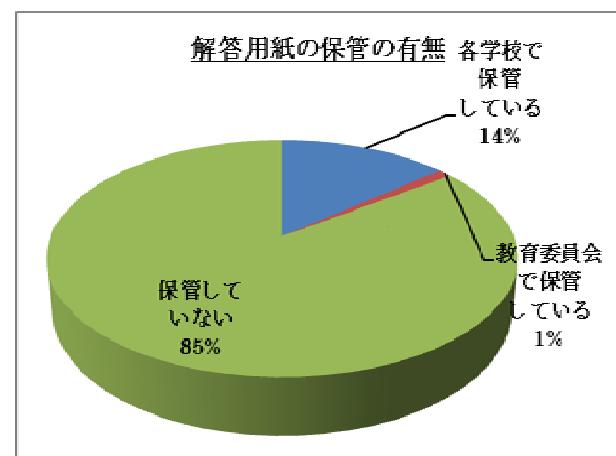
そして、各自治体の個人情報保護条例においては、行政目的の達成に必要な範囲内においてのみ個人情報の取得を認めており、取得後に必要がなくなった場合には廃棄等を義務づけている。

そこで、2007年度(平成19年度)調査について、教育委員会・学校において個人識別情報が記載された解答用紙等の保管をしていた場合には不適法であると思われる。

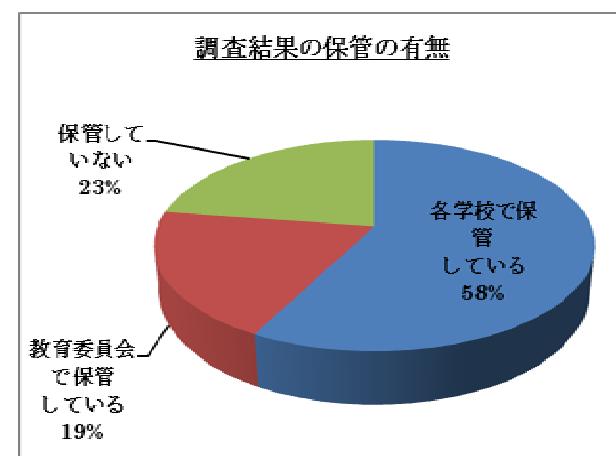
このような観点から、各教育委員会・学校における解答用紙等の保管についての質問を行った。

解答用紙・各児童生徒に関する調査結果・個人票の保管の有無についての回答の概況は以下のとおりである(質問項目としては,教育委員会における保管・学校における保管に分けて質問しており,複数回答もあった)。

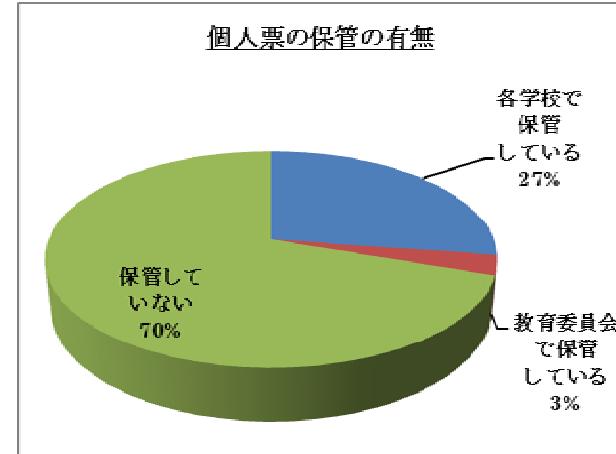
回答	件 数
各学校で保管している	50
教育委員会で保管している	4
保管していない	307
合 計	361



回答	件 数
各学校で保管している	244
教育委員会で保管している	83
保管していない	96
合 計	423



回答	件 数
各学校で保管している	101
教育委員会で保管している	11
保管していない	258
合 計	370

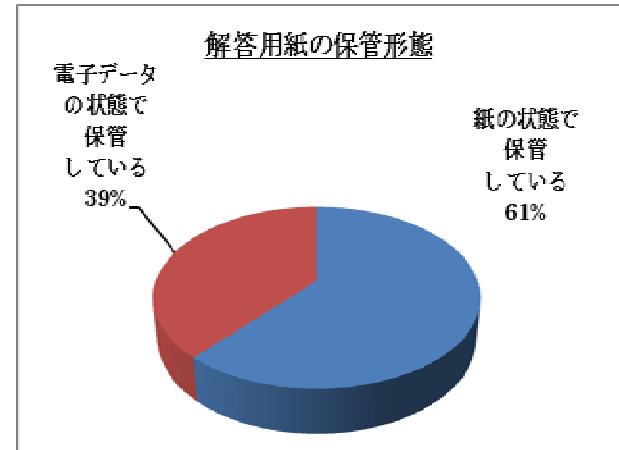


多くの教育委員会,学校において解答用紙・調査結果・個人票が保管されていることが認められる。これらの保管については,個人情報保護条例に違反する可能性があり,早急に安全な廃棄がなされるべきである。

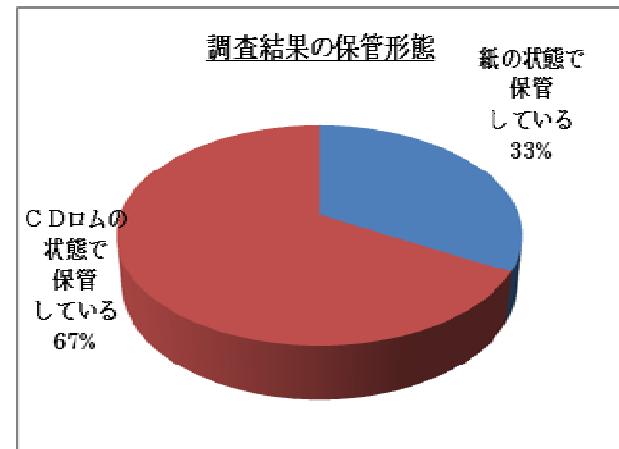
2 保管形態について

解答用紙・各児童生徒に関する調査結果・個人票の保管形態についての回答は以下のとおりである（複数の媒体での保管という回答もあった）。

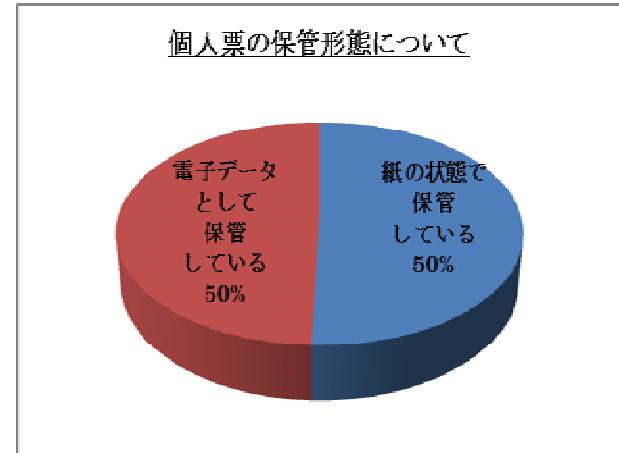
回答	件 数
紙の状態で保管している	35
電子データの状態で保管している	22
合 計	57



回答	件 数
紙の状態で保管している	100
CD-ROMの状態で保管している	202
合 計	302



回答	件 数
紙の状態で保管している	52
電子データとして保管している	51
合 計	103



3 保管をする理由

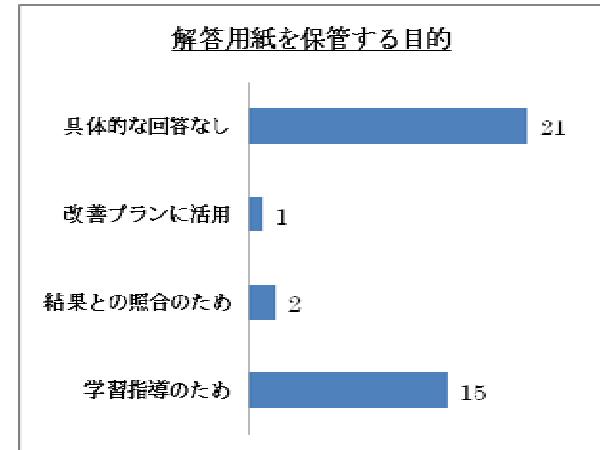
ほとんどの自治体の個人情報保護条例では、行政目的達成のために必要な範囲でのみ個人情報の保有を認めている。

そこで、解答用紙等をいかなる目的により保有しているのか、当該目的にと

って保有が必要といえるのかを調べるために、解答用紙等を保管する理由について質問を行った。

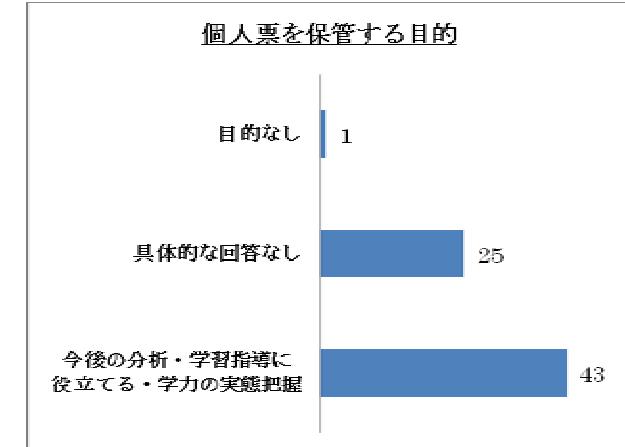
解答用紙・各児童生徒に関する調査結果・個人票を保管する理由についての回答は以下のとおりである（複数回答あり）。

回答	件 数
学習指導のため	15
結果との照合のため	2
改善プランに活用	1
具体的な回答なし	21
合 計	39



回答	件 数
学習指導・学力向上を図るため	97
合 計	97

回答	件 数
今後の分析・学習指導に役立てる・学力の実態把握	43
具体的な回答なし	25
目的なし	1
合 計	69



全国学力・学習状況調査の上記した目的からして、個々の児童生徒の回答内容をもとにした学習指導をすることは想定されていない。よって、学習指導との回答が個々の児童生徒に対する指導を意味するとすれば、個人情報の目的外利用であり、全国学力・学習状況調査を受けた個々の児童生徒・保護者の適正な個人情報取扱いについての期待を裏切りかねない。教育委員会あるいは学校における一般的な学習指導を意味するとすれば、個々の児童生徒の解答用紙等はそのような学習指導には不要である。

よって、保管の理由から見ても、解答用紙等を保管することには問題がある。

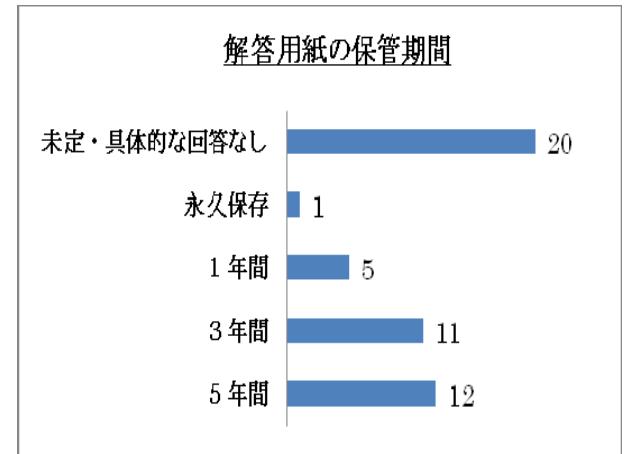
4 保管期間

適切な保管期間の設定は個人情報の安全管理のために必須である。

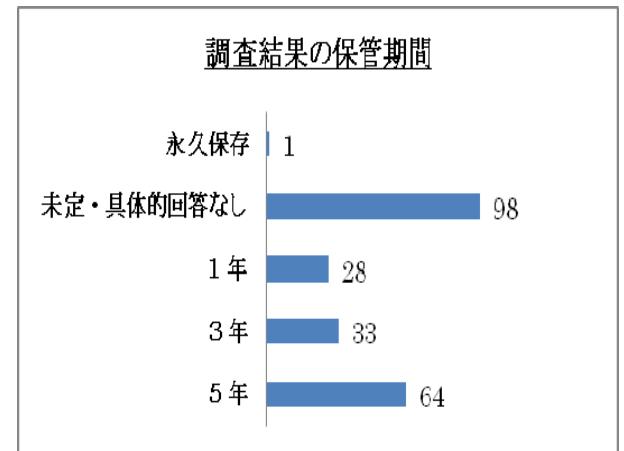
そこで、各教育委員会における扱いを調べるために、解答用紙等の保管期間について質問をした。

解答用紙・各児童生徒に関する調査結果・個人票等の保管期間についての回答は以下のとおりである。

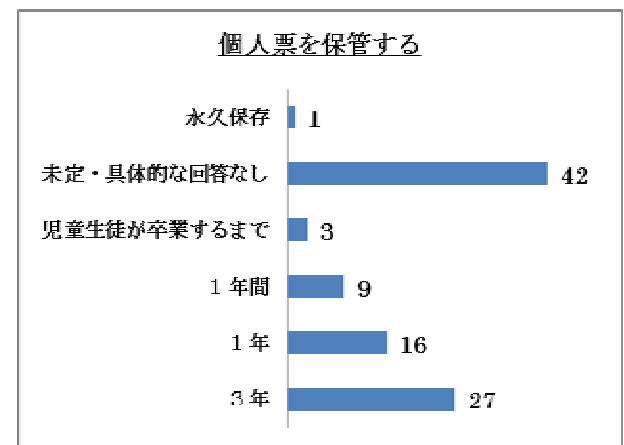
回答	件数
5年間	12
3年間	11
1年間	5
永久保存	1
未定・具体的な回答なし	20
合計	49



回答	件数
5年	64
3年	33
1年	28
未定・具体的回答なし	98
永久保存	1
合計	224



回答	件数
3年	27
1年	16
1年間	9
児童生徒が卒業するまで	3
未定・具体的な回答なし	42
永久保存	1
合計	98



そもそも解答用紙等を保管する必要はないが、それをおくとしても、不必要な程長期間解答用紙を保管することによるリスクを考えると、保管期間を定めない扱いは個人情報保護の観点から妥当ではない。少なくとも、当該生徒卒業時以降も保管することには慎重であるべきだろう。

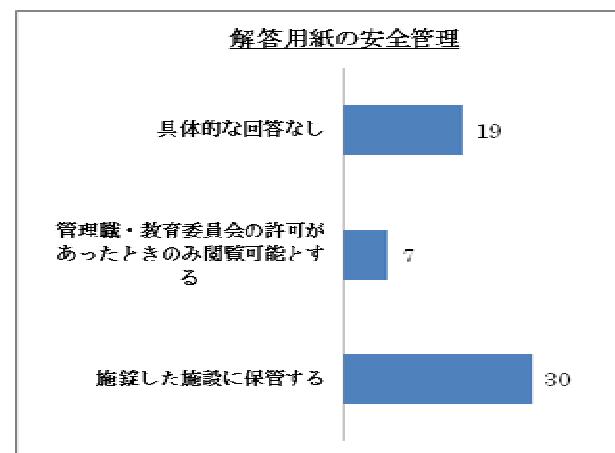
5 安全管理措置

個人情報が外部漏洩等しないよう安全管理措置をとるべきことは当然であるし、各自治体の個人情報保護条例も安全管理措置を要求している。

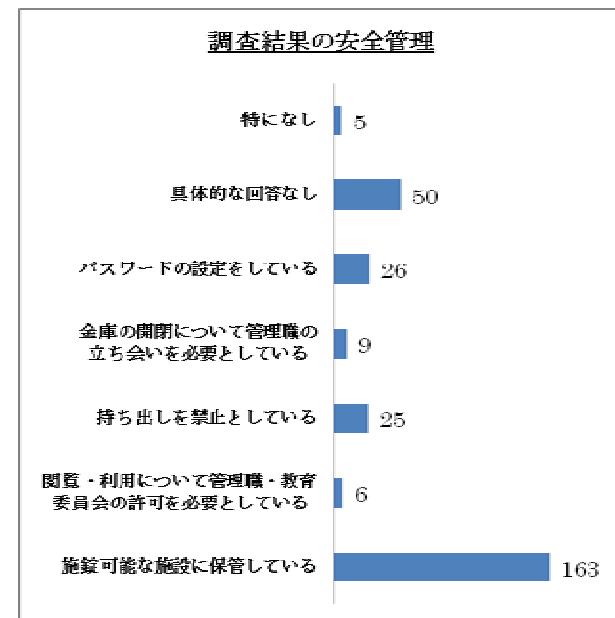
そこで、適切な安全管理措置の実施の有無を調査するため、解答用紙等についていかなる安全管理措置がとられているかを質問した。

解答用紙・各児童生徒に関する調査結果・個人票等の安全管理措置についての回答は以下のとおりである（複数回答あり）。

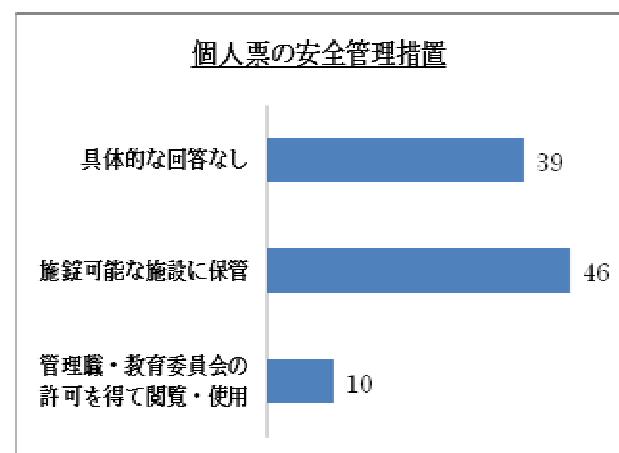
回答	件 数
施錠した施設に保管する	30
管理職・教育委員会の許可があったときのみ閲覧可能とする	7
具体的な回答なし	19
合 計	56



回答	件 数
施錠可能な施設に保管している	163
閲覧・利用について管理職・教育委員会の許可を必要としている	6
持ち出しを禁止としている	25
金庫の開閉について管理職の立ち会いを必要としている	9
パスワードの設定をしている	26
具体的な回答なし	50
特になし	5
合 計	284



回答	件 数
管理職・教育委員会の許可を得て閲覧・使用	10
施錠可能な施設に保管	46
具体的な回答なし	39
合 計	95



解答用紙等については、個々の児童生徒による全国学力・学習状況調査に対する解答等が記載されており、生徒についての重要な個人情報が記載されていると言える。

具体的な回答がなかった教育委員会において仮に何らの安全管理措置も講じていないのであるとしたら、解答用紙等の機微な個人情報についての安全管理義務を果たしていないと言わなくてはならない。

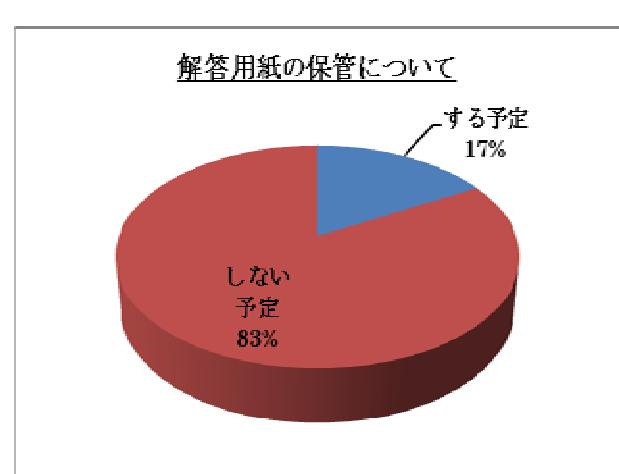
また、解答用紙等を個人識別可能となる照合用資料とは別に保管するのが有効な安全対策であると思われるが、そのような回答がほとんどなかったことから個人識別可能となる照合用資料と一緒に保管されている可能性がある。そのような保管方法は不相当であると言わなくてはならない。

第3 2008年度（平成20年度）調査における解答用紙等の保管について

1 解答用紙の保管

解答用紙の保管の有無についての回答は以下のとおりである。

回答	件 数
する予定	59
しない予定	290
合 計	349

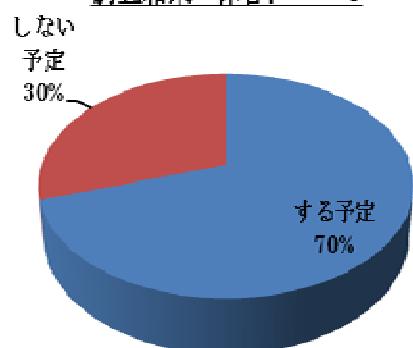


2 調査結果の保管

調査結果の保管の有無についての回答は以下のとおりである。

回答	件 数
する予定	243
しない予定	104
合 計	347

調査結果の保管について

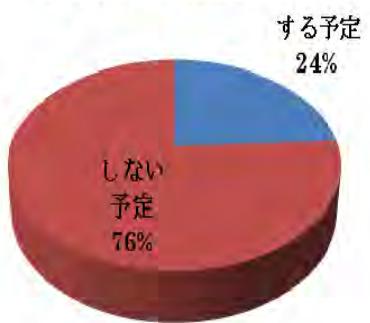


3 個人票の保管

個人票の保管の有無についての回答は以下のとおりである。

回答	件 数
する予定	85
しない予定	267
合 計	352

個人票の保管について



4 評価

2007年度(平成19年度)に比べ、保管するとの回答は減っているが、依然として多くの教育委員会が解答用紙等を保管すると回答している。

2007年度(平成19年度)の解答用紙等の保管については必ずしも十分なプライバシー保護がなされていないことから、2008年度(平成20年度)の解答用紙等の保管についても不必要的保管等不適切な管理が懸念されるところである。

第4 教育委員会における審議について

全国学力・学習状況調査の実施については、その影響、重要性から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律並びにそれに基づく各自治体の教育委員会規則により、教育委員会自身の判断が必要である可能性がある。

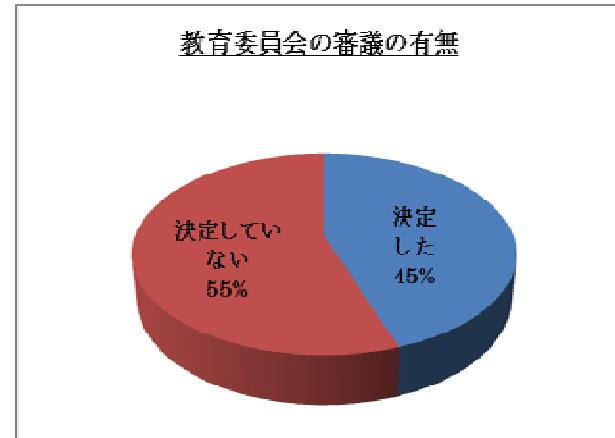
そこで、教育委員会において審議を行ない、その結果全国学力・学習状況調査への参加を決定したのかどうか、教育委員会の審議がない場合にはその理由

について質問を行った。

1 教育委員会における審議の有無

教育委員会における審議の有無についての回答は以下のとおりである。

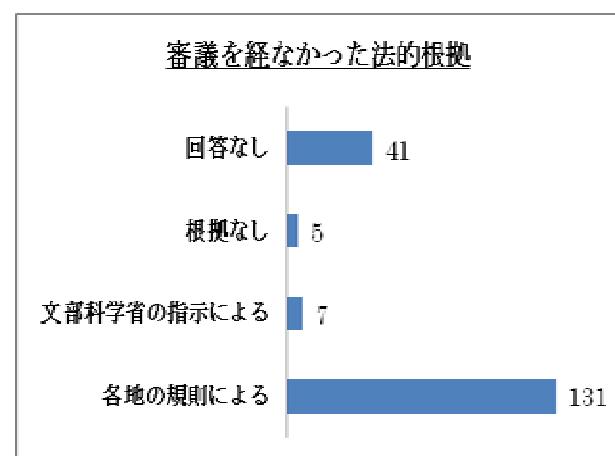
回 答	件 数
決定した	153
決定していない	189
合 計	342



2 審議を経なかった理由

審議を経なかった理由についての回答は以下のとおりである。

回 答	件 数
各地の規則による	131
文部科学省の指示による	7
根拠なし	5
回答なし	41
合 計	184



3 評価

回答のうち、規則による回答については、教育委員会規則において教育長が一定の事項について教育委員会から委任されていることを指していると思われる。

この点、地方教育行政の組織及び運営に関する法律は、教育の民主的運営、教育の中立性を確保するため、教育委員会に教育に関する重要事項の判断を委ねている（同法23条）。教育に関する調査についても、同法23条17号により教育委員会の所掌事務とされている。確かに、同法26条は教育委員会が教育委員会規則により権限に属する事務の一部を教育長に委任し得ることとしている。しかし、各地の教育委員会規則によっても、重要事項については教育長に委ねることはできないとされていることが多い。全国学力・学習状況調査のように、児童生徒のプライバシーや教育のあり方に根本的に関わる事柄については教育長の判断のみで参加を決定することはできず、同法23条により教育

委員会において参加を決めるべきとも思われる。それにも関わらず、多くの教育委員会において、教育委員会の議を経ず、教育長の判断のみで参加を決めたことは妥当ではなかったと思われる。

教育委員会において審議を経なかったことについてはその他にも理由が述べられている。しかし、それらの理由によっても、適正な手続により全国学力・学習状況調査への参加を決定した手續が妥当なものだったとは評価し得ない。

教育委員会の議すら経ずに参加を決定したことについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律23条との関係で問題があるのみならず、民主的な教育、教育の中立性の理念にも反するものでも問題をはらんでいる。

第5 結論

以上のとおり、全国学力・学習状況調査について、そもそも教育委員会・学校において保有すべきではない各児童生徒の解答にかかる記録を保管する例が多く、かつ、児童生徒らのプライバシーに対する期待について十分な配慮をしない保管がなされている疑いが強い。

また、各教育委員会における参加手続についても、多くの教育委員会において教育委員会における審議を経ないまま安易に参加を決定しており、妥当ではなかった。

以上